

# 不動産公売の手引き

## I 公売参加申込

---

### 【参加申込み資格等】

国税徴収法第92条の規定の例による滞納者及び横須賀市の税務職員は、直接間接を問わず入札することはできません。

入札等をしようとする者は、国税徴収法第99条の2の規定の例により暴力団等に該当しないこと等の陳述をしなければ入札等に参加できません。

また、同法第108条第1項の規定の例により同項の適用を受ける者の公売参加を制限します。

### 【公売参加申込み期間】

令和4年8月9日（火）午前9時から令和4年8月23日（火）午後5時まで

### 【申込み先】

横須賀市小川町11番地（横須賀市役所本庁舎1号館2階1番窓口）

横須賀市税務部納税課（徴税企画係）

### 【申込み方法】

申込期間中に申込先へ「不動産公売参加申込書兼陳述書」を原則持参してください。

※ 「不動産公売参加申込書兼陳述書」は、本誌「不動産公売のご案内」又は横須賀市ホームページの「公売情報」から取得してください。

### 【その他・注意事項】

「不動産公売参加申込書兼陳述書」は入札者（買受申込者）ごとに異なりますので、所定の様式を使用してください。

- 1 入札者（買受申込者）が個人の場合 ⇒（様式1）
- 2 入札者（買受申込者）が法人の場合 ⇒（様式2-1、2-2）
- 3 自己の計算において入札等をさせようとする者がいる場合は次の書類の提出が必要です。
  - （1）入札等をさせようとする者が個人の場合 ⇒（様式3-1）
  - （2）入札等をさせようとする者が法人の場合 ⇒（様式3-1、3-2）
- 4 共同入札する場合 ⇒ 事前にお申し出ください。

各書類に記載されている注意事項をよくお読みください。

入札者が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証する書類の写しを一緒に提出してください。

公売参加申込み完了後、入札に必要な関係書類を交付（送付）します。

代理人が手続きを行う場合は、委任状が必要です。

## Ⅱ 公売保証金の納付

---

### 【公売保証金の提供期間】

令和4年8月9日（火）午前9時から令和4年8月23日（火）午後5時まで

### 【公売保証金の提供方法】

公売参加申込み完了後に横須賀市が発行する「納入通知書」により公売保証金を横須賀市公金取扱機関等で納付してください。

### 【その他・注意事項】

公売保証金の提供期間内に提供の確認ができない場合の入札は無効となります。

公売保証金の納付後、「公売保証金納入通知書兼返還請求書」の裏面に公売保証金の納付を証する領収書の写しを糊で貼りつけて、入札書等と共に提出してください。

最高価申込者（落札者）以外の提供した公売保証金は、開札日以降に「公売保証金納入通知書兼返還請求書」に記載された口座に返還します。

なお、次順位による買い受けを申し込んだ場合は、売却決定日以降に返還します。

### ※横須賀市公金取扱機関

#### [金融機関]

- ・ 横浜銀行
- ・ 三菱UFJ銀行
- ・ みずほ銀行
- ・ 湘南信用金庫
- ・ ハナ信用組合
- ・ ゆうちょ銀行（郵便局）
- ・ りそな銀行
- ・ 三井住友銀行
- ・ 神奈川銀行
- ・ かながわ信用金庫
- ・ 横浜幸銀信用組合
- ・ スルガ銀行
- ・ 三井住友信託銀行
- ・ 中央労働金庫
- ・ よこすか葉山農業協同組合

（東京・神奈川・千葉・埼玉・栃木・茨城・群馬・山梨の各都県内のゆうちょ銀行（郵便局）のみ取扱います。）

#### [横須賀市役所]

- ・ 本庁会計課
- ・ 行政センター
- ・ 市民サービスセンター（役所屋）

## Ⅲ 入札書の提出

---

### 【入札書の提出期間】

令和4年8月9日（火）午前9時から令和4年8月23日（火）午後5時まで （必着）

※ 入札期間を経過した後提出又は配達された入札書はすべて無効となりますので、郵送で入札書を提出する場合は、所要の日数を見込んだ上で郵送してください。

### 【提出書類】

#### 1 入札書

※ 入札書提出用封筒に入札書を入れ、糊で封をし、封かんしてください。

#### 2 公売保証金納入通知書兼返還請求書

※ 裏面に公売保証金の納付を証する領収書の写しを糊で貼りつけてください。

#### 3 公売保証金の充当申出書

#### 4 委任状

※ 代理人が入札する場合に必要です。

#### 5 共同入札代表者の届出書兼持分内訳書

※ 共同で入札をする場合に必要です。

#### 6 本人確認書類

※ 個人の場合 運転免許証、マイナンバーカード等

※ 法人の場合 商業登記簿謄本（全部事項証明）、  
各役員の本人確認書類（個人の場合に同じ）

#### 7 買受適格証明書

※ 公売財産が農地等であるものは、買受適格証明（写し）の提出が必要です。  
入手に関する手続きは、その農地等の所在を管轄する農業委員会等へお問い合わせください。

### 【入札書の提出先】

横須賀市小川町11番地（横須賀市役所本庁舎 1号館 2階 1番窓口）

横須賀市税務部納税課（徴税企画係）行

### 【入札書の提出方法】

持参又は郵送（書留・簡易書留）による。

※ 郵送により提出をする場合は、必ず書留又は簡易書留にて郵送してください。

### 【その他・注意事項】

入札は、一般競争入札の方法により行います。

入札書は、黒インク又は黒ボールペンで鮮明に記載してください。

複数の売却区分番号に対し入札する場合は、売却区分番号ごとに提出書類を作成し、入札を行ってください。

次の場合の入札書は無効となります。また、一度提出された入札書は、入札期間内であっても引換え、変更及び取消しができませんのでご注意ください。

- 1 売却区分番号の記載がない場合。
- 2 入札書の内容が鉛筆で記載されていた場合。
- 3 同一人が同一の売却区分番号に複数入札した場合。
- 4 入札書の内容に訂正・抹消がある場合。
- 5 公売保証金の納付期間内に納付が確認できない場合。
- 6 参加申込受付者と別の名義（他人名義）で入札した場合。

## IV 開 札

---

### 【開札の日時】

令和4年8月30日（火） 午前10時

### 【開札の会場】

横須賀市役所本庁舎3号館3階 301会議室

### 【最高価申込者の決定】

最高価申込者の決定は、入札書の「入札価額」欄に記入された金額が見積価額以上で、かつ、最高の価額である入札者に対して行います。

※ 開札の結果、最高価申込者となるべき入札者が2者以上いる場合は、その入札者の間で追加入札を行います。

### 【追加入札に関する事項】

追加入札は、開札の日に開札に引き続いて期日入札の方法により行う。

※ 追加入札の入札価額は、当初の入札価額以上としなければなりません。

追加入札をすべき者が入札をしなかった場合、又は追加入札の価額が当初の入札額に満たない場合は、その事実があった後2年間は公売の場所に入ることを制限し、入札等をさせないことがあります。

開札の結果、追加入札の価額が再度同額となった場合は、くじにより最高価申込者を決定します。

### 【次順位買受申込者の決定】

次の要件をすべて満たす入札者から次順位による買受けの申し込みがあるときは、その者を次順位買受申込者とします。

- 1 入札価額が最高価額に次いで高価である。
- 2 入札価額が見積価額以上である。
- 3 入札価額が最高価額から公売保証金の額を控除した額以上である。

なお、次順位買受申込者が2者以上いる場合は、くじにより決定します。

### 【その他・注意事項】

開札は、入札者、その代理人、又は公売事務担当以外の職員の立会いのもと行います。

## V 売却決定、買受代金の納付

---

### 【売却決定の日時】

令和4年9月20日（火） 午前10時

※ 売却決定は、最高価申込者に対して行います。

なお、次順位買受申込者に対し売却決定を行う場合は、国税徴収法第113条第2項各号の規定の例に定める日に行います。

- 1 同法第108条第2項の規定の例により最高価申込者に係る決定の取消しをしたとき
- 2 最高価申込者が同法第114条の規定の例により入札の取消しをしたとき
- 3 最高価申込者である買受人が同法第114条の規定の例により買受申込みの取消しをしたとき
- 4 同法第115条第4項の規定の例により最高価申込者である買受人に係る売却決定の取消しをしたとき

### 【売却決定の会場】

横須賀市役所本庁舎3号館3階 301会議室

### 【買受代金納付期限】

令和4年9月20日（火） 午前11時

※ 売却決定後、買受代金納付期限までに、買受代金の全額（公売保証金を控除した額）を現金又は銀行等が発行した預金小切手（東京又は横浜手形交換所に加入している銀行等の振出しに係るものに限り、振出日から7日以内のもの。）で横須賀市が指定する場所で納付してください。

### 【その他・注意事項】

次に該当する場合は、売却決定を取消します。

- 1 買受代金の納付前に、公売に係る市税の完納の事実が証明されたとき。
- 2 買受人が国税徴収法第114条の規定の例により買受申込みの取消しをしたとき。
- 3 買受人が買受代金をその納付期限までに納付しないとき。
- 4 国税徴収法第108条第2項の規定の例が適用されたとき。

※ 買受人が、買受代金をその納付期限までに納付しないことにより、売却決定が取消された場合、その者の納付した公売保証金は、公売に係る市税に充て、なお残余金がある場合はこれを滞納者に交付します。

また、国税徴収法第108条第2項の規定の例による処分を受けた者の納付した公売保証金は、横須賀市に帰属します。

## VI 権利移転等の時期及び権利移転等手続き

---

### 【権利移転及び危険負担移転の時期】

買受人は、買受代金の全額を納付したときに公売財産の権利を取得します。

権利取得後に生じた毀損、盗難及び焼失等による損害の負担は買受人が負います。

※ 公売財産が農地等である場合は、農業委員会等の許可又は届出の受理がなされたときに権利移転の効力が生じます。

### 【公売財産の引渡し】

横須賀市は、公売財産の引渡し義務を負いません。

※ 公売財産の引渡しを求める場合は、買受人が手続きを行うことになります。

### 【所有権移転に伴う費用負担】

公売財産の所有権移転に伴う費用（所有権移転登記の登録免許税等）は、買受人の負担となります。

### 【権利移転の手続き】

公売財産が不動産である場合、買受人の請求により横須賀市が権利移転の手続きを行いますので、次の必要書類を速やかに提出してください。

#### 1 所有権移転登記請求書

※ 買受代金納付後に、請求書をお渡ししますので、必要事項を記入の上、提出してください。

なお、公売財産が農地等である場合は、農業委員会等が交付する権利移転の許可書等の呈示が必要です。

#### 2 所有権移転登記の登録免許税の納付を証する領収書

※ 原書が必要ですので、必要に応じて写しを取り保管ください。

#### 3 住所証明書（住民票又は商業登記簿謄本）

#### 4 郵便切手（895円分）

※ 登記完了後の登記識別情報通知を郵送するための郵便代金（配達証明）。

### 【その他・注意事項】

1 不動産の公売は現況有姿により行います。

2 入札に際しては、あらかじめ公売財産の現況等を確認し、登記登録制度のあるものについては、関係公簿等を閲覧したうえで入札してください。

なお、土地の境界については、協議が必要な場合は、買受け後に隣地所有者と協議してください。

3 横須賀市は、公売財産の種類又は品質に関する不適合について、担保責任等を負いません。